

一般社団法人カリタス南相馬 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人カリタス南相馬と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県南相馬市原町区橋本町一丁目15番地に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、キリスト教精神に基づき、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。）により困難な状況におかれている人々とともに生き、福島の実現とそこに生きる人々の思いを世界中の人々につなぐことを目的とする。

これらを通して、地域コミュニティの再創造、自然との共存、世界平和の構築に寄与する。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 当法人の目的に賛同する方々への宿泊と食事の提供
- (2) ボランティア活動のコーディネート
- (3) 地域住民の交流の場の提供とイベントの企画及び運営
- (4) サポートを必要としている子どもと大人の支援
- (5) 持続可能な暮らしへの取り組み
- (6) 東日本大震災及び原発事故による被災地等の案内
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者（個人または団体）
- (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者（個人または団体）

(入会)

第6条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める書類により、申し込まなければならない。

2 正会員の入会の可否については、理事会において決定し、本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受け、または団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額またはその基準
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名もしくは1団体につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事または正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他一般法人施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載または記録した議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名もしくは記名押印または電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員等

(役員の設定)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうちから、副代表理事、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

4 当法人に、会計監査人1名を置くことができる。

(選任)

第24条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

- 3 監事及び会計監査人は、当法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第25条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務権限）

第27条 会計監査人は、法令の定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計算書並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、または理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満

了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した者および解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人の報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 役員等の責任の一部免除及び外部役員等との責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、年3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき
 - (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に召集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が召集したとき

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号または第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議及び報告の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事、監事または会計監査人が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載または記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第40条 理事会に関する事項は、法令または当定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第41条 当法人は、会員または第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議を経て代表理事が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第45条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第3号から第6号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類は除く。）しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項第3号、第4号及び第6号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備

え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第49条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第50条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、社員総会の特別決議により解散することができる。

(残余財産)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第53条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定

める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(情報の保護)

第56条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告の方法

(公告)

第57条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、福島県において発行する福島民友及び福島民報に掲載する方法によって行う。

第14章 附則

(委任)

第58条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第59条 当法人は、当法人に財産の贈与もしくは遺贈する者、当法人の役員もしくは正会員またはこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第60条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から2019年12月31日までとする。

(設立時役員)

第61条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	幸田 和生
設立時理事	平賀 徹夫
設立時理事	松野 美紀子
設立時理事	畠中 千秋

設立時理事	鎌田	文代
設立時理事	高野	郁子
設立時代表理事	幸田	和生
設立時監事	高橋	美加子

(設立時社員)

第62条 設立時社員の氏名または名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	幸田	和生
設立時社員	菊地	功
設立時社員	小野寺	洋一
設立時社員	小松	史朗
設立時社員	渡邊	泰男
設立時社員	豊島	治
設立時社員	野坂	澄子
設立時社員	畠中	千秋
設立時社員	山田	雅之
設立時社員	南原	摩利
設立時社員	米澤	朋英
設立時社員	早川	節子
設立時社員	吉岡	知子
設立時社員	佐藤	久絵
設立時社員	三上	一雄
設立時社員	山崎	恵
設立時社員	西垣	真子
設立時社員	金子	操
設立時社員	漆原	比呂志
設立時社員	辻	明美
設立時社員	松野	美紀子
設立時社員	小林	和江
設立時社員	鈴木	高子
設立時社員	高野	郁子
設立時社員	鎌田	文代
設立時社員	金山	重之

(法令の準拠)

第63条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(会費)

第64条 当法人の設立時の賛助会員の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金 5,000 円

年会費 5,000 円

- 2 入会初年度は、年会費を免除する。
- 3 正会員の入会金及び年会費は0円とする。